

「子どもを虐待から守る条例」第27条に基づく  
年次報告書

(令和4年度版)

令和5年9月

三重県

## 目 次

1. はじめに	1
2. 児童虐待相談の状況	
(1) 児童虐待相談対応件数の年次推移	2
(2) 児童虐待相談の経路	3
(3) 児童虐待相談種別	3
(4) 児童虐待相談における主な虐待者	4
(5) 被虐待児童の年齢	5
(6) 児童虐待相談後の処遇	6
(7) 被措置児童等虐待の状況	6
(8) 一時保護、立入調査等の実施状況	7
3. 県の児童虐待防止等に対する取組状況	
(1) 「子どもを虐待から守る条例」取組体系	8
(2) 未然防止	9
(3) 早期発見及び早期対応	10
(4) 保護及び支援	13
(5) 子どもを虐待から守るための体制整備	15
参考	
○ 子どもを虐待から守る条例	19

## 1. はじめに

三重県では、平成16年3月に議員提案により「子どもを虐待から守る条例」が制定されました。この条例では、次代を担う子どもの心身の健全な発達に寄与することを目的とし、県民全体で子どもを虐待から守るための取組のあり方などを定めています。令和2年3月には、児童虐待の防止等に関する法律等の一部改正、三重県における児童虐待の状況等に鑑み、抜本的な条例改正を行いました。主な改正内容として、児童虐待の防止に当たっては子育て家庭が孤立しない社会の実現に向けて取り組むこと、子どもを児童虐待から守るための施策の実施に当たっては子どもを権利の主体として尊重すること等を基本的な考え方に規定するとともに、子どもの安全確保のため必要があると認める場合はためらわずに一時保護を行うこと、子どもが転居した場合に必要な支援が切れ目なく行われるよう必要な措置を講ずること等を規定したところです。

本報告書は、条例第27条の規定に基づき、令和4年度における児童虐待を取り巻く状況、県の施策の実施状況などについて、県議会に報告するとともに、県民に公表することを目的に作成するものです。

令和4年度は、外国人児童の虐待に対応するため、鈴鹿児童相談所に加えて北勢児童相談所にも外国人支援員を配置し、NPOと連携して外国人コミュニティに寄り添った支援を行うとともに、一時保護所にアドボケイトを派遣し、子どもの意見を聴取する取組を試行的にスタートするなど、児童虐待の未然防止や再発防止、子どもの権利擁護に努めました。また、地域全体で児童虐待の防止に取り組むため、市町において子どもや家庭への支援を行う「子ども家庭総合支援拠点」の設置促進を図るとともに、市町の児童虐待への対応力強化のため、アドバイザーの派遣や市町職員を対象とした研修を開催し、人材育成を図りました。その他、令和2年3月に策定した「三重県社会的養育推進計画」に基づき、里親・ファミリーホームへの支援の充実、児童養護施設等の高機能化及び多機能化、施設退所者の自立支援などに取り組んでいます。

また、令和5年5月に津市で4歳の女児が死亡する事案が発生したことを受けて、三重県児童虐待死亡事例等検証委員会（2023年津事例）において検証を行っており、県においても再発防止策として、主に、児童相談所の在宅指導中の児童について、児童相談所や関係機関による対面を基本とした安全確認の徹底や関係機関との児童に関する積極的な情報共有等による連携強化等を行うこととし、取組を進めているところです。引き続き、市町、警察、学校、医療機関等の関係機関との連携を一層強化し、児童虐待の未然防止や早期発見・早期対応に努めます。

## 2. 児童虐待相談の状況

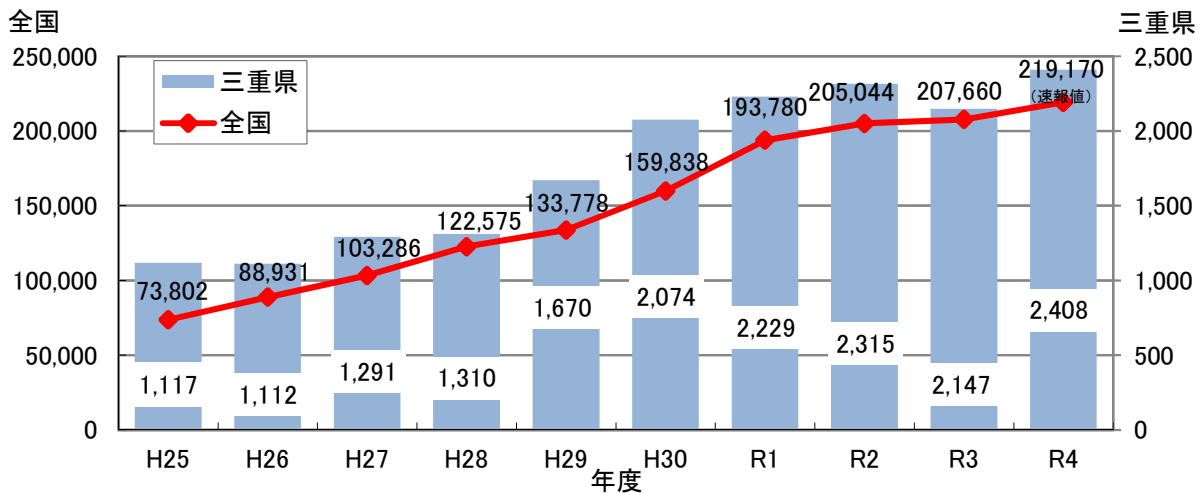
### (1) 児童虐待相談対応件数の年次推移

県内の児童相談所における児童虐待相談対応件数は2,408件（前年度比261件増）と、7年ぶりに減少した前年度から再び増加し、過去最多となりました。

児童虐待への社会的関心の高まりを背景に、周囲の人から警察や市町の機関への通報が増えていることなどが要因と考えられます。

（単位：件、％）

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
全 国	73,802	88,931	103,286	122,575	133,778	159,838	193,780	205,044	207,660	219,170 (速報値)
対前年度 増加率	10.6	20.5	16.1	18.7	9.1	19.5	21.2	5.8	1.3	5.5 (速報値)
三重県	1,117	1,112	1,291	1,310	1,670	2,074	2,229	2,315	2,147	2,408
対前年度 増加率	9.3	-0.4	16.1	1.5	27.5	24.2	7.5	3.9	-7.3	12.2



### 児童相談所別 児童虐待相談対応件数

（単位：件、％）

児童相談所 年度	北勢	鈴鹿	中勢	南勢 志摩	伊賀	紀州	計
令和4年度	926	425	493	233	266	65	2,408
構成比	38.5	17.6	20.5	9.7	11.0	2.7	100
令和3年度	835	400	505	122	216	69	2,147
構成比	38.9	18.6	23.5	5.7	10.1	3.2	100

※構成比（％）は四捨五入の都合上、計が必ずしも100.0にならない。

## (2) 児童虐待相談の経路

児童相談所への児童虐待相談の経路は、多い順に、①警察等（733件）、②市町の機関（714件）、③近隣・知人（280件）となっています。今回、近隣・知人からの相談件数は減少（前年度比22件減）しましたが、警察等や市町の機関からの相談件数は大きく増加（警察等：同86件増、市町の機関：同118件増）しました。

（単位：件、％）

経路 年度	家族		親 戚	近 隣・ 知人	児 童本 人	県 の機 関	市 町の 機 関	保 健 所	医 療 機 関	児 童福 祉施 設等	警 察 等	学 校 等	そ の 他	計
	虐 待者	虐 待者 以外												
令和4年度	69	64	34	280	38	131	714	55	55	733	200	35	2,408	
構成比	2.9	2.7	1.4	11.6	1.6	5.4	29.7	2.3	2.3	30.4	8.3	1.5	100	
令和3年度	37	94	28	302	26	89	596	58	61	647	184	25	2,147	
構成比	1.7	4.4	1.3	14.0	1.2	4.1	27.8	2.7	2.8	30.1	8.6	1.2	100	

※構成比（％）は四捨五入の都合上、計が必ずしも100.0にならない。

## (3) 児童虐待相談種別

児童虐待相談の種別では、「心理的虐待」の件数が1,171件（前年度比104件増）と最も多く、そのうち、子どもが同居する家庭における配偶者等に対する暴力を目撃する事例（面前DV）の通告が半数以上を占め、684件（同105件増）でした。

その他、「身体的虐待」は721件（同99件増）、「保護の怠慢・拒否（ネグレクト）」は467件（同47件増）、「性的虐待」は49件（同11件増）といずれも増加しました。

（単位：件、％）

種別 年度	心理的虐待	身体的虐待	保護の 怠慢・拒否 (ネグレクト)	性的虐待	計
令和4年度	1,171	721	467	49	2,408
構成比	48.6	29.9	19.4	2.0	100
令和3年度	1,067	622	420	38	2,147
構成比	49.7	29.0	19.6	1.8	100

※構成比（％）は四捨五入の都合上、計が必ずしも100.0にならない。

※ 「児童虐待の防止等に関する法律」において、虐待の種別は4つに定義されており、それぞれの行為の例示は以下のとおりです。

・心理的虐待

子どもの自尊心を傷つける言動、配偶者に対する暴力や暴言、子どものきょうだいに対する虐待 等

・身体的虐待

子どもを殴る、蹴る、叩く、激しく揺さぶる 等

・保護の怠慢・拒否（ネグレクト）

適切な食事を与えない、衣服をひどく不潔なままにする、病気の子どもを病院に連れて行かない 等

・性的虐待

子どもに性的行為をする又はさせる、性器や性交を見せる 等

#### (4) 児童虐待相談における主な虐待者

主な虐待者は、実母によるものが1,135件（前年度比70件増）、実父によるものが1,071件（同159件増）であり、実父母によるもので全体の9割以上を占めています。

構成比については、実母からの虐待の割合は減少したものの、実父からの虐待の割合は増加しました。また、実父以外の父親及び実母以外の母親からの虐待について、件数がともに増加しており、これらは、再婚（事実婚含む）により、夫婦のいずれかと生物学的には親子関係のない子どもがともに生活する、いわゆるステップファミリーなど、家族形態の多様化が進んでいることが要因と考えられます。

（単位：件、％）

年度 \ 主な虐待者	実父	実母	実父以外の父親	実母以外の母親	その他	計
令和4年度	1,071	1,135	127	24	51	2,408
構成比	44.5	47.1	5.3	1.0	2.1	100
令和3年度	912	1,065	119	11	40	2,147
構成比	42.5	49.6	5.5	0.5	1.9	100

※構成比（％）は四捨五入の都合上、計が必ずしも100.0にならない。

### (5) 被虐待児童の年齢

年齢別で見ると、6歳までの乳幼児期の件数は1,050件（43.6%）となっており、全体の約4割を占めています。また、下表の各年齢区分のとおり、ほぼ全ての年齢区分において心理的虐待の割合が最も多く、その中でも「0～2歳」の区分における割合が62.3%と最も多くなっています。

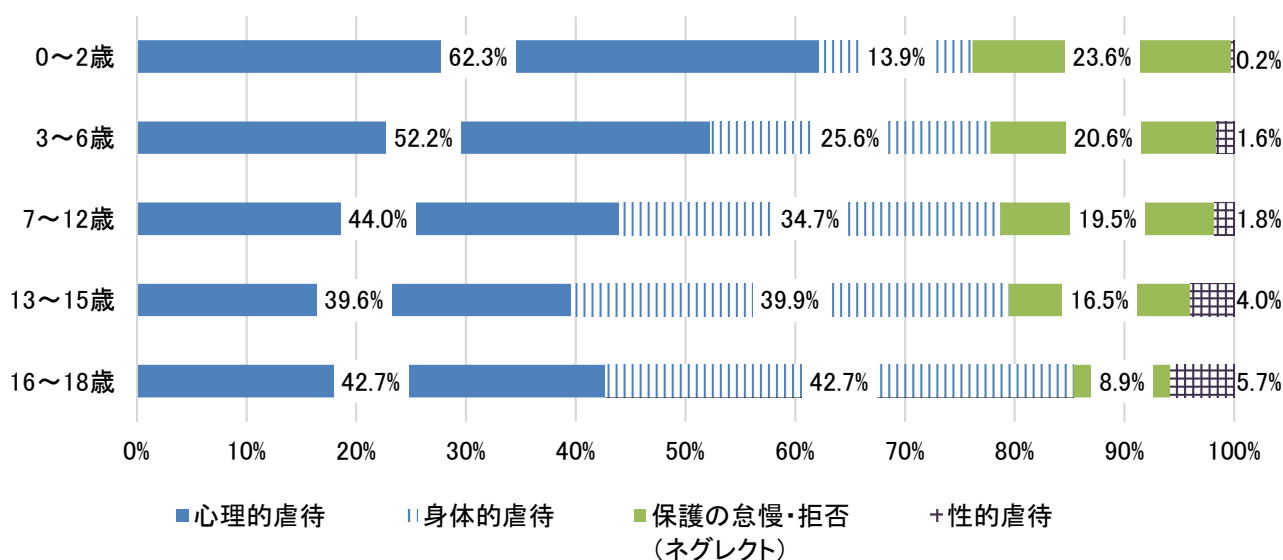
全国の児童虐待死亡事例（心中を除く）において、0歳の子どもの虐待死亡事例が最も多く、3歳未満で半数を超える状況となっており、出産前から関係機関と市町母子保健部署等が連携して妊婦の支援につなげていく必要があるほか、産後ケアの充実、若年層に対する虐待予防の啓発などが重要です。

（単位：件、%）

年齢 年度	0～2歳	3～6歳	7～12歳	13～15歳	16～18歳	計
令和4年度	424	626	850	351	157	2,408
構成比	17.6	26.0	35.3	14.6	6.5	100
令和3年度	466	537	719	291	134	2,147
構成比	21.7	25.0	33.5	13.6	6.2	100

※構成比（%）は四捨五入の都合上、計が必ずしも100.0にならない。

#### <令和4年度 年齢別の種別割合>



## (6) 児童虐待相談後の処遇

相談後の処遇については、家庭分離が必要とされ、児童養護施設等への措置や里親への委託を行ったケースは81件（前年度比5件増）でした。家庭分離とならず、在宅における援助を行う場合には、要保護児童対策地域協議会等を活用し、関係機関とともに家庭を支援しています。

（単位：件）

年度 \ 処遇	児童福祉施設入所	里親委託	面接指導	その他	計
令和4年度	73	8	2,201	126	2,408
令和3年度	64	12	2,021	50	2,147

## (7) 被措置児童等虐待の状況

児童福祉法に基づき、児童福祉施設等に措置された子どもが虐待された場合には、その状況、講じた措置等を公表しています。

令和4年度において、被措置児童等虐待に該当した事案はありませんでした。

（単位：件）

通告受理件数	調査件数	虐待該当件数
3	3	0

※児童福祉施設等の種別について

里親等	小規模住居型児童養育事業及び里親
社会的養護関係施設	乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設
障がい児施設等	障がい児入所施設及び指定発達支援医療機関
一時保護施設等	児童相談所が設置する児童を一時保護する施設等



### (8) 一時保護、立入調査等の実施状況

虐待を事由として一時保護（委託を含む）対応した子どもは延べ477人で、令和3年度より64人増加しました。児童相談所における一時保護のほか、里親、児童福祉施設、医療機関等に対して一時保護を委託しており、関係機関と連携して子どものケアやアセスメントを行っています。

また、児童虐待の防止等に関する法律に基づく対応として、警察への援助要請を2件実施しました。

#### 相談事由別一時保護の対応状況 （単位：人、日）

事 由		養護相談		障がい	非行	育成	保健・その他	計
		虐待	その他					
年 度	延べ人数	477	297	5	26	14	6	825
	令和4年度	延べ日数	11,192	6,062	152	723	200	76
令和3年度	延べ人数	413	296	8	23	14	5	759
	延べ日数	9,094	5,908	114	705	373	25	16,219

#### 児童虐待の防止等に関する法律に基づく実施件数 （単位：件）

対 応	出頭要求	立入調査	臨検・ 捜索	援助要請	親権喪失 審判	親権停止 審判
令和4年度	0	0	0	2	0	0
令和3年度	2	0	0	4	0	0

### 3. 県の児童虐待防止等に対する取組状況

#### (1)「子どもを虐待から守る条例」取組体系

子どもを虐待から守る条例

##### 基本的な考え方（第3条）

- ・虐待は、子どもの人権を著しく侵害する行為であり、虐待を決して行ってはならず、また、これを許してはならない。
- ・虐待の防止に当たっては、虐待が社会的要因、経済的要因その他の様々な要因により、あらゆる家庭において起こり得るという認識の下に、子育て家庭が孤立しない社会の実現に向けて取り組まなければならない。
- ・子どもを虐待から守るための施策の実施に当たっては、子どもを権利の主体として尊重し、子どもの最善の利益を最大限に考慮しなければならない。
- ・県民全体として、次代の社会を担う子どもが健やかに育つ社会の形成に向けて取り組まなければならない。

##### 未然防止（第2章関係）

地域社会の理解と協力の推進

地域における子育て支援の充実

##### 早期発見及び早期対応（第3章関係）

アセスメントの推進

関係機関との連携

相談窓口の設置

##### 保護及び支援（第4章関係）

里親等への委託推進

施設の体制整備

子どもの権利擁護、自立支援

##### 子どもを虐待から守るための体制の整備（第5章関係）

虐待防止啓発の取組

児童相談所の体制・機能の強化

市町の体制・機能の強化支援

職員の相談援助技術の向上

## (2)未然防止(第2章関係)

### ① 地域社会の理解と協力の推進

企業・団体等さまざまな主体が参加する「みえ次世代育成応援ネットワーク」と連携して、子どもの育ち・子育て家庭を応援する活動を行う会員の相互支援の取組について検討を進めるなど、地域全体で子育て家庭を応援する気運を高める取組を進めました。

○「みえ次世代育成応援ネットワーク」会員数 1,608会員  
(令和5年3月31日現在)

○子育て家庭応援クーポンへの協賛店舗数 2,476店舗 (令和5年3月31日現在)  
企業等の協力を得て、18歳未満の子どもがいる世帯及び妊娠中の方がいる世帯に対し、県内のスーパーマーケットや飲食店などの協賛店で割引やサービス等の特典が受けられる子育て家庭応援クーポンの普及に取り組んでいます。

市町やPTA安全互助会と連携して、妊娠期から学齢期の子を持つ保護者同士が子育てに関する様々な悩みや思いを語り合い、その中で気づきを得たり学んだりすることができるワークショップを開催し、保護者のつながり作りに取り組みました(ワークショップ14回実施、推進会議1回実施)。

また、ホームページ「みっふる広場」内に、引き続き「家庭教育応援Web講座」として家庭教育の分野で活躍している方のコラムを掲載し、充実しました。

### ② 地域における子育て支援の充実

○市町の放課後児童対策に対する支援

放課後の子どもたちの安全で健やかな活動場所の確保を図るため、新・放課後子ども総合プラン(「放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)」及び「放課後子ども教室推進事業」)に基づき市町が実施する放課後児童対策を支援しました。

放課後児童クラブは、令和5年5月1日現在、県内に445か所、放課後子ども教室は、令和5年3月31日現在、県内に78か所設置されています。

○ファミリー・サポート・センター

ファミリー・サポート・センターは、「育児の援助を受けたい方」(依頼会員)と「育児の援助を行いたい方」(提供会員)が会員となって、地域における子育てを支援する相互援助の会員組織です。

仕事と家庭の両立支援及び地域の子育て支援を目的として、ファミリー・サポート・センター事業を実施する市町に対して補助を行いました。

令和5年3月31日現在、県内28市町においてファミリー・サポート・センターが運営されています。

#### ○子育て支援センター

子育て支援センターは、地域において子育て親子が交流を行う場で、県内全市町に設置されています。

この場を利用して子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う地域子育て支援拠点事業を実施する市町に対して補助を行いました。

#### ○乳児家庭全戸訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）は、市町が生後4か月を迎えるまでの乳児のいる家庭を全て訪問し、さまざまな不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行う事業で、県内全市町が実施しており、市町に対して事業費の補助を行いました。

#### ○養育支援訪問事業

養育支援訪問事業は、市町が支援の必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うなど、適切なサービス提供につなげる事業で、県内全市町が実施しており、市町に対して事業費の補助を行いました。

### 【今後の課題】

児童虐待が起こる原因として、育児不安などの生活のストレス、予期しない妊娠、社会的に孤立化し援助者がいないといったリスクが指摘されています。育児に不安を持つ保護者が的確な支援を受けられるよう、妊娠期からの切れ目ない支援、里親などの社会的養育の周知、相談機関同士の連携を進める必要があります。

## (3) 早期発見及び早期対応(第3章関係)

### ① アセスメントの推進

#### ○AI技術を活用した児童虐待対応支援システム

児童虐待対応に係るリスクアセスメントの向上、人材育成と知見の継承、業務の効率化などを図るため、県内全ての児童相談所でAI技術を活用した児童虐待対応支援システムを運用しています。

同システムは、児童相談に関するデータ蓄積や情報共有の円滑化を実現し、AIが過去の知見に基づき最適な情報を提示することで、虐待対応時の意思決定を支援する機能等を搭載しており、虐待対応への取組の強化につながっています。

## ② 関係機関との連携

### ○要保護児童対策地域協議会

児童虐待にとどまらず、非行、障がい等を含めた要保護児童等に関する全般の対策を講じていく組織である市町要保護児童対策地域協議会は、県内全市町に設置されています。

令和4年度は、市町要保護児童対策地域協議会の運営体制の強化を図るため、市町アドバイザー派遣事業を実施し、13市町に専門的知識を有するアドバイザーの派遣を行いました。

また、市町要保護児童対策地域協議会の円滑な運営を支援し、広域的な課題に対応すること等を目的に、三重県要保護児童対策地域協議会を設置しており、要保護児童等に関する情報交換を行いました。

### ○児童虐待対応協力基幹病院連絡会議

要保護児童等の早期発見や適切な支援を目的に県内11病院が参加し、医療機関における児童虐待防止に向けた取組状況等について情報交換を行いました。

## ③ 相談窓口の設置

### ○「こどもほっとダイヤル」

「三重県子ども条例」第12条に規定する「子どもからの相談に対応する窓口」として、平成24年2月から子ども専用相談電話「こどもほっとダイヤル」の運営を行っています。

令和4年度は910件の相談があり、人間関係を中心としたさまざまな内容について相談が寄せられています。

虐待の相談を受けた場合、本人の同意を得た上で児童相談所へ通告するなど、早期対応を図っています。

#### 【こどもほっとダイヤルの概要】

- ・実施機関（県から委託）

NPO法人チャイルドヘルプラインMIEネットワーク

- ・電話番号 0800-200-2555（県内通話無料）

- ・対象 県内の18歳未満の子ども

（18歳以上でも高校生など18歳未満の子どもと同じような環境にある子どもであれば対象となります。）

- ・受付時間 毎日午後1時～9時（12月29日～1月3日を除く）

### ○「妊娠SOSみえ『妊娠レスキューダイヤル』」

予期せぬ妊娠を契機とした乳幼児への虐待を未然に防止するため、平成24年11月から専用の電話相談窓口「妊娠SOSみえ『妊娠レスキューダイヤル』」の運営を行っています。

令和4年度は198件の相談があり、予期せぬ妊娠等に悩む方の相談に対応しました。

また、令和2年6月から、新型コロナウイルス感染症の影響もあり増加した若年層の予期しない妊娠に関する相談に対応するため、SNS相談窓口を開設し、令和4年度は587件の相談に対応しました。

### 【妊娠SOSみえ『妊娠レスキューダイヤル』の概要】

- ・実施機関（県から委託）

NPO法人MCサポートセンターみつくみえ

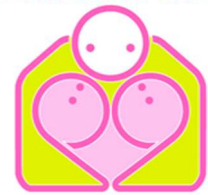
相談員：助産師、看護師等の医療専門職

- ・電話番号 090-1478-2409
- ・相談日 月・水曜日 午後3時～6時  
土曜日 午前9時～12時  
(祝日、12月29日～1月3日を除く)
- ・SNS相談 「三重県DV・妊娠SOS・性暴力相談」

### ○「子どもを虐待から守る家」

「子どもを虐待から守る条例」第13条第3項の規定に基づく「子どもを虐待から守る家」の指定件数は、令和5年3月31日現在で238件となっています。

子どもを虐待から守る家



<子どもを虐待から守る家シンボルマーク>

### ○親子のための相談LINE

児童虐待防止の観点から、子どもや家庭が児童相談所等により相談しやすくなることを目的に、令和5年2月からSNSを活用した全国一元的な相談の受付が開始されました。

令和4年度（2月～3月）は、15件の相談に対応しました。

### 【親子のための相談LINEの概要】

- ・受付曜日 平日（祝日及び年末年始を除く）
- ・受付時間 午前10時～午後8時

### 【今後の課題】

全国の児童虐待死亡事例（心中を除く）のうち、子どもの年齢は0歳が最も多く、3歳未満で半数を超える状況であり、主たる加害者は実母が最も多くなっています。

妊娠期・周産期の問題としては、「妊婦健康診査未受診」、「予期しない妊娠／計画していない妊娠」などが高い割合を占めていることが挙げられており（「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第18次報告）」より）、妊娠期や出産直後から支援が必要な家庭の適切なアセスメントや相談しやすい体制の充実が求められています。

また、新型コロナウイルス感染症による影響の長期化や物価高騰など、子どもや家庭を取り巻く環境は厳しいものとなっており、さまざまな状況にある子育て世帯を包括的に支援するために必要な体制強化やサービスの充実のほか、児童虐待の未然防止や早期発見につなげるため、悩みを抱える家庭がより相談しやすい環境を整備していくことが必要です。

#### (4) 保護及び支援(第4章関係)

##### ① 里親等への委託推進

平成 28 年 6 月に児童福祉法が改正され、家庭養育優先原則に基づく社会的養育の推進について定められました。児童が家庭において健やかに養育されるよう、まずは保護者を支援しますが、家庭における養育が適当でない場合には、里親家庭やファミリーホームなど、「家庭における養育環境と同様の養育環境」で養育されるよう、必要な措置を講ずることが求められています。令和 4 年度は里親等委託のさらなる推進のため、次の取組を実施しました。

- 里親制度の普及啓発や里親リクルートのため、里親会や里親支援専門相談員、NPO、市町と協働し、里親シンポジウム、里親説明会、里親出前講座などを開催しました。また、市主催イベントでの里親啓発ブース設置、市役所・町役場でのポスター掲示・イベント等のチラシ設置、特設サイトへの三重県情報の掲載(厚生労働省の支援事業)、市町広報誌や県政だよりみえ、子育て情報誌等の里親記事掲載などの啓発活動を行いました。
- 里親登録希望者を対象に、里親登録前研修を実施しました(3回)。また、里親の養育力と資質の向上を目的として、登録中の里親を対象とした養育里親更新研修(3回)、専門里親更新研修(2回)を実施しました。このほか、三重県里親会、三重県児童養護施設協会、児童委員、学識経験者等で構成する里親委託推進委員会を開催し(3回)、里親制度のより一層の推進を図るため、議論を深めました。
- 里親のリクルートから、里親の研修、委託中の養育支援まで一貫した里親支援を行う体制を整えるため、引き続き北勢児童相談所、中勢児童相談所及び伊賀児童相談所管内に民間フォスタリング機関を設置(社会福祉法人に委託)しました。フォスタリング機関の実施内容(里親啓発リクルート事業、里親研修トレーニング事業、里親委託推進等事業、里親訪問等支援事業)は、各機関により異なりますが、それぞれの管内の児童相談所や里親支援専門相談員と連携しながら、里親等委託の推進に向けて取組を進めました。

- 「子どもの家庭養育推進官民協議会」において、自治体と民間団体との連携により、養子縁組・里親制度の普及啓発や研修会を実施し、家庭養育優先原則による社会的養育の実現に向けた取組を迅速かつ確実に実施できるよう、国へ政策提言を行いました。

## ② 施設の体制整備

- 地域小規模児童養護施設と乳児院における小規模グループケアの運営については、措置費加算により改善されつつありますが、乳児院においては、国の基準を超える職員加配等に係る経費に対して補助を行っており、令和4年度は2施設において職員体制の強化が図られました。
- 里親等委託の推進と委託後の支援の充実を図るため、里親支援専門相談員を配置して入所児童の里親等委託への措置変更を行う児童養護施設及び乳児院に対し、財政的支援を行いました（令和4年度は5施設に対して支援を実施）。
- 地域に密着したきめ細かな子育て相談を行う児童家庭支援センターと児童相談所等の関係機関がより一層連携を深めるため、関係機関による連絡会議を開催しました。
- 県内の児童養護施設等の一時保護専用施設4か所において、一時保護児童の受入れを行いました。
- 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、児童福祉施設等に消耗品の購入や個室化に係る経費等の補助を行いました。

## ③ 子どもの権利擁護、自立支援

- 児童養護施設等の退所者の円滑な自立を支援するため、就職や進学に係る家賃相当額や生活費の貸付を行いました。
- 児童養護施設の入所措置や里親等の委託が解除された者のうち、自立のための支援を継続して行うことが適当な者に対しては、原則22歳の年度末まで引き続き必要な支援を受けることができるよう、居住費や生活費の支援を行いました。
- 令和4年度から自立支援コーディネーターを配置し、児童養護施設等の退所予定者に対して支援計画を作成し、退所後の就労や生活支援につなげ、切れ目のない支援体制を整備しました。



- 児童養護施設入所児童を対象に、子どもが自らの権利を知ることができるよう子ども権利ノートを配付しています。また、令和3年度から里親・ファミリーホーム委託児童を対象とした子どもの権利ノートを配付し、子どもが権利の主体であることや、守られる権利等について伝えました。また、児童養護施設入所児童と里親・ファミリーホーム委託児童及び児童自立支援施設入所児童を対象とした電話相談・手紙相談の窓口を児童相談センター内に設置しています。
- 子どもの権利擁護プログラムである「CAP (Child Assault Prevention) 等プログラム」研修を児童福祉施設職員等を対象に開催し(40人参加)、CAP等プログラムを児童養護施設4施設で実施しました。
- 子どもの権利擁護を推進し、子どもの福祉に携わる者のアドボカシーの意識を高めるため、児童相談所や児童養護施設、ファミリーホーム、市町等の職員に対し、アドボケイト研修を開催しました。
- 子どもの意見聴取等の仕組みを整備するため、アドボケイト(意見表明支援員)を北勢児童相談所及び中勢児童相談所の一時保護所に派遣(各6回)し、子どもへの個別面談や意見表明などの支援を行いました。

#### 【今後の課題】

今後も、「三重県社会的養育推進計画」に基づき、民間フォスタリング機関の積極的な活用、児童福祉施設の小規模化かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換、子どもの権利擁護の取組を進めていく必要があります。

### (5) 子どもを虐待から守るための体制整備(第5章関係)

#### ① 虐待防止啓発の取組

11月の子ども虐待防止啓発月間を中心に、市町、関係機関等の協力を得て以下の取組を実施しました。

#### ○オレンジリボンキャンペーン

(公益財団法人三重こどもわかもの育成財団との共催事業)

- ・実施日 啓発月間中
- ・場 所 県立みえこどもの城(松阪市)
- ・内 容 オレンジワードハンティング(土日祝日のみ)  
パネル展示  
オレンジメッセージ(みんなのキモチとココロのこえ)の募集・展示等

○オレンジリボンツリーの一斉展示、オレンジリボンの着用（市町協働企画）

・実施期間 啓発月間中

・内 容

子ども虐待防止を訴えるオレンジ短冊等を吊るしたオレンジリボンツリーを県及び各市町の庁舎等に設置するとともに、子ども虐待防止のシンボルであるオレンジリボンを着用し、来庁者への啓発を行いました。

○「県政だより みえ」及びフリーペーパーでの情報発信

・実施期間 啓発月間中

・内 容

「県政だより みえ」及びフリーペーパー（11月号）で、虐待防止啓発月間や児童相談所全国共通ダイヤル「189」等の相談窓口を紹介しました。

## ② 児童相談所の体制・機能の強化

○職員の増員

令和4年度は、北勢児童相談所に9名、鈴鹿児童相談所に6名、中勢児童相談所に6名、南勢志摩児童相談所に3名、伊賀児童相談所に2名、紀州児童相談所に1名の職員を増員しました。

○民間との協働によるモニタリング

津市、四日市市及び三重郡を対象地域として、主に学校・保育所等に通う子どもについて、子どもや家庭環境の変化等をきめ細かく把握するモニタリングを民間団体との協働により行い、児童相談所の的確なケースマネジメントに取り組みました。

○外国語通訳・翻訳の推進

児童相談所における外国につながる子どもの相談について、派遣通訳に加えて通訳システムや24時間多言語対応での電話通訳により対応するとともに、令和4年度からは、鈴鹿児童相談所に加え、北勢児童相談所にも外国人支援員を配置し、児童・家庭への通訳立ち合いや家庭訪問に同行するなど、児童虐待の未然防止や再発防止に努めました。

○三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会こども相談支援部会の開催

困難事例への対応や法的対応を的確に行うため、三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会こども相談支援部会への諮問・報告等を行いました。

### ③ 市町の体制・機能の強化支援

#### ○市町児童相談体制の強化支援

市町への支援については、市町の児童相談体制の課題を把握し、連携の円滑化やケース進行管理の徹底、バックアップ機能の強化を図るためのツールとして策定した「市町児童相談体制（構築）等強化確認票」を活用して、市町との定期協議を実施しています。令和4年度も引き続き定期協議を実施し、前年度からの改善状況の確認や課題解決に向けた取組等について協議を行いました。

また、ケースマネジメント等について助言・指導を必要とする市町に対しては、スーパーバイザー（助言者）を定期的・継続的に派遣し、対応力の向上を支援しました。

#### ○子ども家庭総合支援拠点の設置・運営支援

子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、情報の提供、相談、調査、指導、関係機関との連絡調整その他の必要な支援を行うための拠点である「子ども家庭総合支援拠点」の早期設置と運営を支援するため、市町との定期協議を通じて助言を行うとともに、市町職員を対象とした研修会を開催しました。なお、令和5年4月1日現在、27市町に設置されています。

### ④ 職員の相談援助技術の向上

市町職員の人材育成については、市町要保護児童対策地域協議会の調整担当者研修を実施するなど、市町職員向け研修の充実を図るとともに、児童相談所職員対象の研修にも参加を促すなど、積極的に支援を行いました。また、関係機関や民間団体からの依頼に応じて職員を研修講師として派遣し、児童虐待防止に向けた意識の向上や啓発に努めています。

#### ○関係機関との連携・協力

警察と児童相談所による児童虐待事案に係る合同研修を実施しました。

#### ○被害事実確認面接（協同面接）の実施

被害児童の心理的負担を軽減するため、検察、警察、児童相談所の三者による協同面接を実施しました。

#### ○要保護児童対策地域協議会調整担当者研修会の開催

- ・実施日 令和4年4月～5月の間で7日間
- ・内容 要保護児童対策地域協議会の運営  
社会的養護と市区町村の役割  
子ども家庭支援のためのソーシャルワーク 等

○市町児童福祉担当職員情報交換会の開催

- ・実施日 令和4年7月8日
- ・内 容 要保護児童対策地域協議会運営等に関する情報交換  
子育て世代包括支援センターとの連携等について  
人材確保・育成について 等

○児童虐待に係る関係行政機関職員研修の開催

- ・実施日 令和4年9月28日、10月5日、11月7日、11月28日  
(ブロック別に開催)
- ・内 容 児童虐待通告にかかる初期対応について  
事例検討  
ロールプレイ 等

○児童相談担当職員研修会の開催

- ・実施日及び内容  
令和4年4月19日、トラウマインフォームドケア研修会  
令和5年1月27日、「ちはっさく」講師養成講座

○児童福祉に関する指定講習会の開催

- ・実施日 令和4年7月～9月の間で5日間
- ・内 容 児童福祉論、児童虐待援助論  
市町児童家庭相談援助論 等

○研修会講師派遣

教育委員会、警察、民間団体などからの依頼により、研修会への講師の派遣を行いました。

**【今後の課題】**

改正児童福祉法や「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン（令和4年12月15日）等に基づき、児童福祉司・児童心理司等の増員、児童相談所への専門職の配置、市町における「こども家庭センター」の設置促進に向けた支援などを適切に進める必要があります。

また、県全体の児童相談対応力を高めるため、児童相談の第一義的窓口である市町の人材育成をさらに支援していく必要があります。

## 参 考

### ○子どもを虐待から守る条例

---

平成十六年三月二十三日  
三重県条例第三十九号

第一章 総則（第一条—第十条）

第二章 未然防止（第十一条）

第三章 早期発見及び早期対応（第十二条—第十五条）

第四章 保護及び支援（第十六条—第二十条）

第五章 子どもを虐待から守るための体制の整備（第二十一条—第二十五条）

第六章 雑則（第二十六条—第二十八条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、子どもを虐待から守ることについて、基本的な考え方、県、市町及び県民の責務、関係機関等及び地域社会の役割、通告に係る対応等を定めることにより、県民全体で子どもを虐待から守り、もって次代の社会を担う子どもの心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 子ども 児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号。以下この条及び第十四条において「法」という。）第二条に規定する児童をいう。
- 二 保護者 法第二条に規定する保護者をいう。
- 三 虐待 法第二条に規定する児童虐待をいう。
- 四 関係機関等 関係機関、関係団体又は子どもを虐待から守ることに関連する活動を行う者その他の関係者をいう。

（基本的な考え方）

第三条 虐待は、子どもの人権を著しく侵害する行為であり、虐待を決して行ってはならず、また、これを許してはならない。

2 虐待の防止に当たっては、虐待が社会的要因、経済的要因その他の様々な要因により、あらゆる家庭において起こり得るという認識の下に、子育て家庭が孤立しない社会の実現に向けて取り組まなければならない。

3 子どもを虐待から守るための施策の実施に当たっては、子どもを権利の主体として尊重し、子どもの最善の利益を最大限に考慮しなければならない。

4 県民全体として、次代の社会を担う子どもが健やかに育つ社会の形成に向けて取り組まなければならない。

（県の責務）

第四条 県は、虐待を受けた子どもの安全を確保し、生命を守ることを最優先としなければならない。

2 県は、子どもを虐待から守るため、必要な施策を講ずるとともに、必要な体制を整備しなければならない。

3 県は、子どもを虐待から守るため、市町の施策又は事業、関係機関等の事業又は活動及び地域社会の取組を積極的に支援しなければならない。

(市町の責務)

第五条 市町は、子どもを虐待から守るため、県及び関係機関等と連携し、子ども及び家庭に身近な場所で虐待の防止に係る施策の充実に努めるものとする。

(市町との協働)

第六条 県は、市町が実施する子どもを虐待から守るための施策又は事業について必要な協力を行うものとする。

2 県は、市町に対し、保健、医療、福祉、教育等の各分野における連携を強化し、子どもを虐待から守るための役割を積極的に果たすよう協力を求めるものとする。

(県民の責務)

第七条 県民は、第三条の基本的な考え方にのっとり、子ども及び保護者を含む近隣社会の連帯が虐待の防止に資することについて理解を深めるとともに、子どもを虐待から守るための施策、事業、活動等に協力するよう努めるものとする。

2 県民は、虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合には、速やかに、これを市町、児童相談所等に通告しなければならない。

(保護者の責務)

第八条 保護者は、虐待を決して行ってはならず、また、その子どものしつけに際して体罰を決して加えてはならない。

2 保護者は、子どもを虐待から守ることについて理解を深めるとともに、その子どもの心身の健全な育成に努めなければならない。

(関係機関等の役割)

第九条 関係機関等は、県、市町等と連携し、子どもを虐待から守るための事業又は活動を実施するよう努めるとともに、子ども及び家庭と関わる機会を通じて、虐待の防止に努めるものとする。

(地域社会の役割)

第十条 地域社会においては、子どもを虐待から守るため、その地域で生活し、又は活動する者が相互に助け合い、子育てに関する情報の提供その他の取組を実施する重要な役割を果たすものとする。

## 第二章 未然防止

(子育て支援による未然防止の取組)

第十一条 県は、市町及び関係機関等が行う虐待の未然防止に資する事業について、妊産婦及び子育て家庭への支援が適切に実施されるよう、必要な助言及び適切な援助その他必要な協力を行わなければならない。

2 市町は、虐待を未然に防止するため、妊産婦及び子育て家庭への切れ目ない支援を実施するよう努めるものとする。

### 第三章 早期発見及び早期対応

(通告等に係る対応)

第十二条 児童相談所長は、虐待を受けたと思われる子どもを発見した者からの通告があった場合には、直ちに、当該虐待に係る調査を行い、必要があると認めるときは当該子どもとの面会、面談等の方法により当該子どもの安全を確認しなければならない。家庭その他から虐待を受けたと思われる子どもに係る相談があった場合についても、同様とする。

2 前項の虐待を受けたと思われる子どもの保護者は、同項の規定による安全の確認に協力しなければならない。

3 第一項の通告を受けた児童相談所長は、当該子どもの安全確認を最優先に対応し、その安全確保のため必要があると認める場合は、ためらわずに当該子どもの一時保護を行い、又は適当な者に委託して当該一時保護を行わせるものとする。

(通告等に係る体制の整備等)

第十三条 県は、市町及び関係機関等との連携及び協力を図り、虐待を受けたと思われる子どもを発見した者からの通告を常時受け、及び虐待を受けたと思われる子どもに係る家庭その他からの相談に常時応ずることができる体制の整備を図るものとする。

2 県は、前項の通告を行った者又は相談を行った者に不利益が生じないよう必要な措置を講ずるとともに、通告しやすく、かつ、相談しやすい環境づくりに努めなければならない。

3 知事は、地域における子どもを虐待から守るための取組を促進するため、県民の住宅等を「子どもを虐待から守る家」として指定し、当該住宅等に居住する者が子どもからの相談に応ずるよう協力を求めることができる。

(配偶者に対する暴力が疑われる家庭への支援)

第十四条 県は、子どもが同居する家庭において、配偶者に対する暴力（法第二条第四号に規定する配偶者に対する暴力をいう。）が行われた疑いを認めた場合、市町及び関係機関等と情報共有を図り、連携して当該子ども及び配偶者を支援するものとする。

(子ども自身による安全確保への支援)

第十五条 県は、子ども自らが虐待について理解し、その心身の安全について相談を行うことができるよう、市町及び関係機関等と連携し、子どもに対し、情報の提供その他の必要な支援を実施するものとする。

### 第四章 保護及び支援

(虐待を受けた子どもに対する保護及び支援)

第十六条 県は、第十二条第三項の規定により一時保護が行われた子どもに対し、当該子どもの心身の健全な発達を促進するためのケアプランの作成その他の方法により適切な保護及び支援を行うものとする。

2 県は、虐待を受けた子どもが家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、当該子どもに対し、市町及び関係機関等と連携して適切な支援を行うものとする。

(虐待を行った保護者への指導等)

第十七条 県は、市町及び関係機関等と連携し、虐待を行った保護者に対し、その虐待を受けた子どもとの良好な関係を再構築するための指導の徹底等に努めなければならない。

(権利の擁護)

第十八条 県は、虐待を受けた子どもの最善の利益を考慮し、子どもの意見を聴く機会及び子どもが自ら意見を述べる機会の確保その他子どもの権利を擁護するための必要な対応を行うよう努めなければならない。

(社会的養育及び自立支援)

第十九条 県は、虐待を受けた子どもの社会的養育を充実するとともに、その自立を支援するため、里親等への委託の推進、児童養護施設等の体制の整備その他必要な支援を行うものとする。

(転居時の情報共有)

第二十条 児童相談所の所長は、虐待を受けた子どもが当該児童相談所の管轄区域外にその住所又は居所（以下この条において「住所等」という。）を移転する場合は、移転先の住所等を管轄する児童相談所において必要な支援が切れ目なく行われるよう、当該児童相談所の所長に対する速やかな引継ぎ等必要な措置を講ずるものとする。

2 児童相談所の所長は、虐待を受けた子どもが当該児童相談所の管轄区域にその住所等を移転した場合において、移転前に支援等を行っていた児童相談所の所長から情報の提供を受けたときは、必要な支援が切れ目なく行われるよう、市町及び関係機関等と緊密な連携を図るために必要な措置を講ずるものとする。

3 市町は、虐待の防止に係る支援を行っている子どもが当該市町以外の市町村（特別区を含む。以下この項において同じ。）にその住所等を移転する場合又は当該市町以外の市町村が虐待の防止に係る支援を行っている子どもが当該市町にその住所等を移転するという情報の提供を受けた場合は、その移転の前後において必要な支援が切れ目なく行われるよう、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第五章 子どもを虐待から守るための体制の整備

(連携・協力体制の整備)

第二十一条 県は、子どもを虐待から守るため、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、弁護士、児童委員その他子どもの福祉に職務上関係のある者（第二十六条第二項において「職務関係者」という。）と連携し、常に必要な助言又は援助を受けることができる体制の整備に努めなければならない。

2 市町は、子ども及びその保護者への支援を円滑に実施するため、要保護児童対策地域協議会等の活用により、県及び関係機関等との緊密な連携及び適切な役割分担の下に、協働して支援する体制の整備に努めるものとする。

(在宅における支援体制の整備)

第二十二条 県は、虐待を受けた子どもが当該虐待を行った保護者と同居する場合における虐待の再発を防止するため、その家庭が属する地域社会との連携を図り、その家庭への支援を継続的に行うことができる体制の整備に努めなければならない。



(子ども虐待防止啓発月間)

第二十三条 県民の間に広く子どもを虐待から守ることについての関心及び理解を深めるとともに、次代を担う子どもの心身の健全な発達に寄与するため、子ども虐待防止啓発月間を設ける。

2 子ども虐待防止啓発月間は、毎年十一月とする。

3 県は、子ども虐待防止啓発月間において、その趣旨にふさわしい事業の実施に努め、また、市町及び関係機関等による同様の事業等に協力するよう努めなければならない。

(人材の養成等)

第二十四条 県は、子どもを虐待から守るため、児童相談所等における相談支援体制を整備するとともに、専門的な知識及び技術を有する職員の確保及び資質の向上を図るものとする。

2 県は、県、市町又は関係機関等による子どもを虐待から守るための事業又は活動が調和よく融合され、効果的に実施されるよう人材の養成に努めなければならない。

(調査研究等)

第二十五条 県は、子どもを虐待から守るための調査及び研究に努めるとともに、必要な広報その他の啓発活動に努めなければならない。

## 第六章 雑則

(秘密の保持)

第二十六条 県は、関係機関等と連携し、子どもを虐待から守るための施策又は事業を実施する場合には、取り扱う個人情報の保護に関し必要な対策を講じなければならない。

2 職務関係者は、正当な理由がなく、その職務に関して知り得た虐待を受けたと思われる子どもに関する秘密を漏らしてはならない。

(年次報告)

第二十七条 知事は、毎年、虐待の発生状況、虐待に係る通告等の状況、県の施策の実施状況その他の県内における虐待に係る状況につき年次報告として取りまとめ、議会に報告し、その概要を県民に公表しなければならない。

(委任)

第二十八条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

1 この条例は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、第十条、第十二条、第十三条及び第二十一条から第二十四条までの規定は平成十六年七月一日から、第十一条、第十四条及び第四章の規定は平成十六年十月一日から施行する。

2 この条例の施行後三年を経過した場合において、この条例の施行状況について検討を加え、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (平成十七年十月二十一日三重県条例第六十七号)

この条例は、平成十八年一月十日から施行する。

附 則（平成二十五年二月二十八日三重県条例第三号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和二年三月二十四日三重県条例第十八号）

1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の第二十一条第一項の規定による指定を受けているものは、この条例による改正後の第十三条第三項の規定による指定を受けたものとみなす。